



福岡医発第1904号(地)

令和3年10月1日

各医師会長 殿

福岡県医師会

会長 松田 峻一良

(公印省略)

蚊媒介感染症に関する特定感染症予防指針の一部改正について

今般、標記の件につきまして、別添のとおり厚生労働省より日本医師会を通じて周知依頼がありました。

本件は、令和3年9月14日に「蚊媒介感染症に関する特定感染症予防指針」の一部が改正されたことを踏まえ、下記の通り周知を依頼するものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

記

1 デング熱やジカウイルス感染症の媒介蚊として知られ、今後国内における定着が危惧されるネッタイシマカについて、必要に応じて対策を講じること
(改正後の指針前文)

2 蚊媒介感染症が発生するリスクが高く、注意が必要とされる地点として、当該地点に長時間滞在する者又は頻回に訪問する者が多く、海外からの渡航者が多く訪れ、かつ、大規模公園などの蚊の生息に適した場所が存在する地点が考えられること
(改正後の指針第一の三)

3 蚊媒介感染症に関する対策の実施に当たっては、平時から殺虫剤の備蓄や散布機の整備を考慮するとともに、蚊の駆除を事業者委託する場合は、適切な知識及び技術を有すると判断される事業者を選定し、連携に努めること
(改正後の指針第三の二)

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 橋本朋也

会長 島田昇二郎

(健Ⅱ321F)
令和3年9月16日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 范 敏

蚊媒介感染症に関する特定感染症予防指針の一部改正について

標記の件につきまして、今般、別添のとおり厚生労働省より本会宛て周知方依頼がありました。

本件は、令和3年9月14日に「蚊媒介感染症に関する特定感染症予防指針」の一部が改正されたことを踏まえ、下記の内容について会員に対する周知を依頼するものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関等に対する周知方につきまして、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

記

1 デング熱やジカウイルス感染症の媒介蚊として知られ、今後国内における定着が危惧されるネッタイシマカについて、必要に応じて対策を講じること

(改正後の指針前文関係)

2 蚊媒介感染症が発生するリスクが高く、注意が必要とされる地点として、当該地点に長時間滞在する者又は頻回に訪問する者が多く、海外からの渡航者が多く訪れ、かつ、大規模公園などの蚊の生息に適した場所が存在する地点が考えられること

(改正後の指針第一の三関係)

3 蚊媒介感染症に関する対策の実施に当たっては、平時から殺虫剤の備蓄や散布機の整備を考慮するとともに、蚊の駆除を事業者へ委託する場合は、適切な知識及び技術を有すると判断される事業者を選定し、連携に努めること

(改正後の指針第三の二関係)

事 務 連 絡
令和 3 年 9 月 14 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

蚊媒介感染症に関する特定感染症予防指針の一部改正について

貴会におかれましては、日頃から感染症対策への格段の御理解と御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

蚊が媒介する感染症（以下「蚊媒介感染症」という。）に関する対策については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）に基づき策定される蚊媒介感染症に関する特定予防指針（平成 27 年厚生労働省告示第 260 号。以下「指針」という。）に沿って実施されることとされています。

今般、指針を改正し、別添のとおり、各都道府県衛生主管部局長あてに通知したので、貴会会員への周知等について、特段の御配慮をお願いいたします。

健 感 発 0914 第 1 号
令 和 3 年 9 月 14 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
(公 印 省 略)

蚊媒介感染症に関する特定感染症予防指針の一部改正について

平素より、感染症対策の推進につきまして、御理解と御協力を賜り誠にありがとうございます。

蚊が媒介する感染症（以下「蚊媒介感染症」という。）に関する対策については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づき策定される蚊媒介感染症に関する特定予防指針（平成27年厚生労働省告示第260号。以下「指針」という。）に沿って実施されることとされています。

今般、厚生科学審議会感染症部会における議論を踏まえ、指針を別紙1のとおり改正いたしました。主な改正内容等は下記のとおりですので、貴職におかれましては、御了知の上、貴管内市町村（保健所を設置する市及び特別区を除く。）に周知していただくようお願いいたします。

記

第一 改正の趣旨

指針は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、蚊媒介感染症に係る原因の究明、発生の予防及びまん延の防止等を図るために定められ、少なくとも5年ごとに再検討を加え、必要があると認めるときはこれを変更することとされており、今般、昨今の蚊媒介感染症を取り巻く状況の変化を踏まえ改正を行う。

第二 主な改正内容

- 1 デング熱やジカウイルス感染症の媒介蚊として知られ、今後国内における定着が危惧されるネッタイシマカについて、必要に応じて対策を講じること（改正後の指針前文関係）
- 2 蚊媒介感染症が発生するリスクが高く、注意が必要とされる地点として、当該地点に長時間滞在する者又は頻回に訪問する者が多く、海外からの渡航者が多く訪れ、かつ、大規模公園などの蚊の生息に適した場所が存在する地点が考えられること（改正後の指針第一の三関係）
- 3 蚊媒介感染症に関する対策の実施に当たっては、平時から殺虫剤の備蓄や散布機の整備を考慮するとともに、蚊の駆除を事業者へ委託する場合は、適切な知識及び技術を有すると判断される事業者を選定し、連携に努めること（改正後の指針第三の二関係）

第三 適用期日

公布日（令和3年9月14日）から適用する。

第四 その他

改正後の指針に基づく具体的な対応については、引き続き、国立感染症研究所が策定する以下の手引き等を参考にすること。

- ・ 「デング熱・チクングニア熱等蚊媒介感染症の対応・対策の手引き 地方公共団体向け」
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisaku-jouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000163947.pdf>
- ・ 「デング熱・チクングニア熱・ジカウイルス感染症等の蚊媒介対策＜緊急時の対応マニュアル＞」
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/lab/478-ent/8757-2019-04-23-09-18-40.html>

蚊媒介感染症に関する特定感染症予防指針の一部を改正する件

○厚生労働省告示第三百三十四号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第十一条第一項の規定に基づき、蚊媒介感染症に関する特定感染症予防指針（平成二十七年厚生労働省告示第二百六十号）の一部を次の表のように改正する。

令和三年九月十四日

厚生労働大臣 田村 憲久

改正後	改正前
国際的な人の移動の活発化に伴い、国内での感染があまり見られない感染症について、海外から持ち込まれる事例が増加している。デング熱などの蚊が媒介する感染症（以下「蚊媒介感染症」という。）についても、海外で感染した患者の国内での発生が継続的に報告されている。 我が国においては、平成二十六年八月、デング熱に国内で感染した患者が、昭和十七年から二十年までの間に報告されて以来、約七十年ぶりに報告された。現在、デング熱については、特異的な治療法は存在せず、ワクチンも実用化に向けた研究開発が進められている段階であり、また、デング出血熱と呼ばれる重篤な症状を呈する場合がある。このような蚊媒介感染症のまん延防止のためには、平常時から感染症を媒介する蚊（以下「媒介蚊」という。）の対策を行うこと、国内において蚊媒介感染症が媒介蚊から人に感染した症例（以下「国内感染症例」という。）を迅速に把握すること、発生時に的確な媒介蚊の対策を行うこと、蚊媒介感染症の患者に適切な医療を提供することなどが重要である。しかしながら、近年、国内感染症例が発生した蚊媒介感染症は、予防接種の普及により年間数件の発生にとどまる日本脳炎に限られており、感染症対策の一環として、平常時における媒介蚊の対策だけでなく、国内に常在しない蚊媒介感染症が国内で発生した際の媒介蚊の対策が十分に実施されていないという現状がある。そのため、近年、各地方公共団体における媒介蚊の対策に関する知識や経験が失われつつあるとともに、国民の媒介蚊に対する知識や危機感が希薄になりつつある中、媒介蚊の対策を含む蚊媒介感染症の対策の充実が喫緊の課題となっている。こうした蚊媒介感染症の感染経路、流行した場合に社会に与える影響等に鑑みると、行政関係者や医療関係者はもちろんのこと、国民一人一人がその予防に積極的に取り組んでいくことが極	国際的な人の移動の活発化に伴い、国内での感染があまり見られない感染症について、海外から持ち込まれる事例が増加している。デング熱などの蚊が媒介する感染症（以下「蚊媒介感染症」という。）についても、海外で感染した患者の国内での発生が継続的に報告されている。 我が国においては、平成二十六年八月、デング熱に国内で感染した患者が、昭和十七年から二十年までの間に報告されて以来、約七十年ぶりに報告された。現在、デング熱については、特異的な治療法は存在せず、ワクチンも実用化に向けた研究開発が進められている段階であり、また、デング出血熱と呼ばれる重篤な症状を呈する場合がある。このような蚊媒介感染症のまん延防止のためには、平常時から感染症を媒介する蚊（以下「媒介蚊」という。）の対策を行うこと、国内において蚊媒介感染症が媒介蚊から人に感染した症例（以下「国内感染症例」という。）を迅速に把握すること、発生時に的確な媒介蚊の対策を行うこと、蚊媒介感染症の患者に適切な医療を提供することなどが重要である。しかしながら、近年、国内感染症例が発生した蚊媒介感染症は、予防接種の普及により年間数件の発生にとどまる日本脳炎に限られており、感染症対策の一環として、平常時における媒介蚊の対策だけでなく、国内に常在しない蚊媒介感染症が国内で発生した際の媒介蚊の対策が十分に実施されていないという現状がある。そのため、近年、各地方公共団体における媒介蚊の対策に関する知識や経験が失われつつあるとともに、国民の媒介蚊に対する知識や危機感が希薄になりつつある中、媒介蚊の対策を含む蚊媒介感染症の対策の充実が喫緊の課題となっている。こうした蚊媒介感染症の感染経路、流行した場合に社会に与える影響等に鑑みると、行政関係者や医療関係者はもちろんのこと、国民一人一人がその予防に積極的に取り組んでいくことが極

めて重要である。

蚊媒介感染症であるジカウイルス感染症及びチクングニア熱については、現時点では国内感染症例が報告されていない。しかしながら、デング熱、ジカウイルス感染症及びチクングニア熱については、いずれも日本国内に広く分布するヒトスジシマカが媒介することが知られている。また、平成二十七年には、インド、台湾等でデング熱の流行が、ブラジルを始めとする中南米地域でジカウイルス感染症の流行が報告されており、いずれも海外で蚊媒介感染症にかかった者が帰国又は入国する例（以下「輸入感染症例」という。）を起点として国内での感染が拡大する可能性が常に存在する。蚊媒介感染症としては、これら以外にも、マラリア、ウエストナイル熱、日本脳炎などがある。マラリアについては、媒介蚊であるハマダラカが国内の人口が密集している地帯には生息していない。ウエストナイル熱については、発症している際の人の血中におけるウイルス量が少なく、媒介蚊のみを介した人から人への感染環が成立しないことから、デング熱、ジカウイルス感染症及びチクングニア熱と比して、輸入感染症例を起点として国内感染症例が発生する可能性は低い。日本脳炎については、効果的なワクチンが既に存在し、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）に基づく定期の予防接種が実施されている。こうした理由から、現時点では、デング熱、ジカウイルス感染症及びチクングニア熱については、その感染が国内で拡大する可能性が高いと考えられる。このため、本指針では、デング熱、ジカウイルス感染症及びチクングニア熱を、重点的に対策を講じる必要がある蚊媒介感染症に位置付け、これらの感染症の媒介蚊であるヒトスジシマカが発生する地域における対策を講じることにより、その発生の予防とまん延の防止を図ることを主たる目的とする。なお、これら以外の蚊媒介感染症（ウエストナイル熱、黄熱、西部ウマ脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎、マラリア、野兔病及びリフトバレー熱）に関する対策や今後国内における定着が危惧されるネッタシマカが発生する地域における対策についても、共通する取組は必要に応じて講じるものとする。

めて重要である。

蚊媒介感染症であるジカウイルス感染症及びチクングニア熱については、現時点では国内感染症例が報告されていない。しかしながら、デング熱、ジカウイルス感染症及びチクングニア熱については、いずれも日本国内に広く分布するヒトスジシマカが媒介することが知られている。また、平成二十七年には、インド、台湾等でデング熱の流行が、ブラジルを始めとする中南米地域でジカウイルス感染症の流行が報告されており、いずれも海外で蚊媒介感染症にかかった者が帰国又は入国する例（以下「輸入感染症例」という。）を起点として国内での感染が拡大する可能性が常に存在する。蚊媒介感染症としては、これら以外にも、マラリア、ウエストナイル熱、日本脳炎などがある。マラリアについては、媒介蚊であるハマダラカが国内の人口が密集している地帯には生息していない。ウエストナイル熱については、発症している際の人の血中におけるウイルス量が少なく、媒介蚊のみを介した人から人への感染環が成立しないことから、デング熱、ジカウイルス感染症及びチクングニア熱と比して、輸入感染症例を起点として国内感染症例が発生する可能性は低い。日本脳炎については、効果的なワクチンが既に存在し、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）に基づく定期の予防接種が実施されている。こうした理由から、現時点では、デング熱、ジカウイルス感染症及びチクングニア熱については、その感染が国内で拡大する可能性が高いと考えられる。このため、本指針では、デング熱、ジカウイルス感染症及びチクングニア熱を、重点的に対策を講じる必要がある蚊媒介感染症に位置付け、これらの感染症の媒介蚊であるヒトスジシマカが発生する地域における対策を講じることにより、その発生の予防とまん延の防止を図ることを主たる目的とする。なお、これら以外の蚊媒介感染症（ウエストナイル熱、黄熱、西部ウマ脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎、マラリア、野兔病及びリフトバレー熱）についても、共通する対策は必要に応じて講じるものとする。

本指針は、このような状況を受け、蚊媒介感染症について、適切なリスク評価を行った上で、必要な範囲において対策を実施することを目標とする。あわせて、その目標を達成するため、国、地方公共団体、医療関係者、国民等、全ての関係者が連携して取り組んでいくべき施策について、新たな方向性を示すものである。

本指針は、蚊媒介感染症の発生動向、蚊媒介感染症の予防・治療等に関する最新の科学的知見、本指針に基づく取組の進捗状況等を勘案して、少なくとも五年ごとに再検討を加え、必要があると認めるときは、これを改正するものとする。

第一 平常時の予防対策

一・二 (略)

三 平常時の対応

国は、空港及び海港周辺において、海外からの媒介蚊の侵入状況等について調査を実施し、必要に応じて駆除等の措置を行うものとする。

都道府県等は、蚊媒介感染症の発生に関する人及び蚊についての総合的なリスク評価を行うものとする。リスク評価の結果、注意が必要とされた地点においては、必要に応じて、市町村と連携しつつ、施設等の管理者等の協力を得て、定点を定めた媒介蚊の発生状況の継続的な観測（以下「定点モニタリング」という。）、媒介蚊の幼虫の発生源の対策及び媒介蚊の成虫の駆除、当該地点に長時間滞在する者又は頻回に訪問する者に対する予防のための防蚊対策に関する注意喚起や健康調査などの対応を行うものとする。注意が必要とされる地点としては、当該地点に長時間滞在する者又は頻回に訪問する者が多く、海外からの渡航者が多く訪れ、かつ、大規模公園などの蚊の生息に適した場所が存在する地点が考えられる。

都道府県等は、輸入感染症例について、媒介蚊の活動が活発な時期であるか否かや周辺の媒介蚊の発生状況に留意しつつ、当該者の国内での蚊の刺咬歴等の確認を行うとともに、医療機関と連携し、蚊媒介感染症と診断された患者に対して、血液中

本指針は、このような状況を受け、蚊媒介感染症について、適切なリスク評価を行った上で、必要な範囲において対策を実施することを目標とする。あわせて、その目標を達成するため、国、地方公共団体、医療関係者、国民等、全ての関係者が連携して取り組んでいくべき施策について、新たな方向性を示すものである。

本指針は、蚊媒介感染症の発生動向、蚊媒介感染症の予防・治療等に関する最新の科学的知見、本指針に基づく取組の進捗状況等を勘案して、少なくとも五年ごとに再検討を加え、必要があると認めるときは、これを改正するものとする。

第一 平常時の予防対策

一・二 (略)

三 平常時の対応

国は、空港及び海港周辺において、海外からの媒介蚊の侵入状況等について調査を実施し、必要に応じて駆除等の措置を行うものとする。

都道府県等は、蚊媒介感染症の発生に関する人及び蚊についての総合的なリスク評価を行うものとする。訪問者数が多く、かつ、蚊の生息に適した場所が存在する大規模公園など、リスク評価の結果、注意が必要とされた地点においては、必要に応じて、市町村と連携しつつ、施設等の管理者等の協力を得て、定点を定めた媒介蚊の発生状況の継続的な観測（以下「定点モニタリング」という。）、媒介蚊の幼虫の発生源の対策及び媒介蚊の成虫の駆除、当該地点に長時間滞在する者又は頻回に訪問する者に対する予防のための防蚊対策に関する注意喚起や健康調査などの対応を行うものとする。

都道府県等は、輸入感染症例について、媒介蚊の活動が活発な時期であるか否かや周辺の媒介蚊の発生状況に留意しつつ、当該者の国内での蚊の刺咬歴等の確認を行うとともに、医療機関と連携し、蚊媒介感染症と診断された患者に対して、血液中

に病原体が多く含まれるため蚊を媒介して感染拡大のリスクがある期間（以下「病原体血症期」という。）のまん延防止のための防蚊対策や献血の回避の重要性に関する指導を行うこととする。

また、国は、国内感染症例が発生した場合に備え、人及び媒介蚊についての積極的疫学調査（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号。以下「法」という。）第十五条に基づく調査をいう。以下同じ。）等に関する手引を作成する。都道府県等は、当該手引を踏まえ、平常時から国内発生時までの具体的な行動計画等を整備することとする。

国民は、蚊媒介感染症に対する正しい知識を持ち、海外への渡航時は、予防のための防蚊対策を実行するとともに、帰国後、発熱などで医療機関を受診する場合は海外への渡航歴を伝えるよう努めるものとする。また、蚊媒介感染症と診断された場合には、医師や行政機関の助言に従い、病原体血症期において、まん延防止のための防蚊対策を確実に実施して蚊に刺されないようにすること、献血を控えること、行政機関が実施する積極的疫学調査に協力することなど、蚊媒介感染症の国内発生の予防のために必要な協力を行うよう努めることとする。

第二 （略）

第三 国内感染のまん延防止対策

一 （略）

二 国内発生時の対応

国内に常在しない蚊媒介感染症の国内感染症例が発生した場合、当該症例が発生した市町村、都道府県等及び国等の間で、迅速に情報共有を行うとともに、必要に応じ、住民等への注意喚起を実施することとする。

都道府県等は、国内感染症例については、可能な限り全ての症例に対して積極的疫学調査を実施し、国内で蚊媒介感染症にかかったと推定される場所（以下「推定感染地」という。）に

に病原体が多く含まれるため蚊を媒介して感染拡大のリスクがある期間（以下「病原体血症期」という。）のまん延防止のための防蚊対策や献血の回避の重要性に関する指導を行うこととする。

また、国は、国内感染症例が発生した場合に備え、人及び媒介蚊についての積極的疫学調査（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号。以下「法」という。）第十五条に基づく調査をいう。以下同じ。）等に関する手引を作成する。都道府県等は、当該手引を踏まえ、平常時から国内発生時までの具体的な行動計画等を整備することとする。

国民は、蚊媒介感染症に対する正しい知識を持ち、海外への渡航時は、予防のための防蚊対策を実行するとともに、帰国後、発熱などで医療機関を受診する場合は海外への渡航歴を伝えるよう努めるものとする。また、蚊媒介感染症と診断された場合には、医師や行政機関の助言に従い、病原体血症期において、まん延防止のための防蚊対策を確実に実施して蚊に刺されないようにすること、献血を控えること、行政機関が実施する積極的疫学調査に協力することなど、蚊媒介感染症の国内発生の予防のために必要な協力を行うよう努めることとする。

第二 （略）

第三 国内感染のまん延防止対策

一 （略）

二 国内発生時の対応

国内に常在しない蚊媒介感染症の国内感染症例が発生した場合、当該症例が発生した市町村、都道府県等及び国等の間で、迅速に情報共有を行うとともに、必要に応じ、住民等への注意喚起を実施することとする。

都道府県等は、国内感染症例については、可能な限り全ての症例に対して積極的疫学調査を実施し、国内で蚊媒介感染症にかかったと推定される場所（以下「推定感染地」という。）に

関する情報を収集する。また、国や国立感染症研究所の協力を得つつ、必要に応じて、推定感染地の周辺の媒介蚊の密度調査等を実施することとする。積極的疫学調査の結果、他の都道府県等への情報提供を要すると判断した場合には、迅速に情報提供を行い、必要に応じて、他の都道府県等との間で連携を取りつつ、対策を講じることとする。また、蚊媒介感染症と診断された患者に対しては、病原体血症期の蚊の刺咬歴等を確認するとともに、医療機関と連携し、病原体血症期のまん延防止のための防蚊対策や献血の回避の重要性について指導することとする。

都道府県等は、国内の同一地点、同一期間又は同一集団内で複数の国内感染症例が発生すること、異なる患者の検体から分離された病原体の遺伝子配列が一致することなどにより、推定感染地がある程度特定された場合、現地における法第三十五条に基づく蚊の密度調査等の結果や、当該推定感染地が公園等の公共施設であるときは、利用者の状況等を踏まえ、蚊媒介感染症の感染が拡大する蓋然性の評価を実施する。さらに、都道府県等は、蚊媒介感染症の感染が拡大する蓋然性に関する評価の結果に応じ、法第二十八条に基づき施設等の管理者等や市町村への有効かつ適切な蚊の駆除の指示を行うとともに、当該推定感染地の管理者等や市町村と連携して、一定の区域の立入制限等を含む媒介蚊の対策を実施することとする。都道府県等及び市町村は、平時から殺虫剤の備蓄や散布機の整備について考慮し、市町村は、必要に応じて、都道府県の指示の下、有効かつ適切な蚊の駆除を行うこととする。なお、その際に事業者に委託する場合は、適切な知識及び技術を有すると判断される事業者を選定し、当該事業者との連携に努めることとする。

また、都道府県等及び市町村は、媒介蚊の密度調査等を実施する場合、当該調査等に従事する者が蚊媒介感染症にかかることを防止するための防蚊対策を徹底するものとする。

国民は、蚊媒介感染症の発生動向に留意するとともに、蚊媒

関する情報を収集する。また、必要に応じて、推定感染地の周辺の媒介蚊の密度調査等を実施することとする。積極的疫学調査の結果、他の都道府県等への情報提供を要すると判断した場合には、迅速に情報提供を行い、必要に応じて、他の都道府県等との間で連携を取りつつ、対策を講じることとする。また、蚊媒介感染症と診断された患者に対しては、病原体血症期の蚊の刺咬歴等を確認するとともに、医療機関と連携し、病原体血症期のまん延防止のための防蚊対策や献血の回避の重要性について指導することとする。

都道府県等は、国内の同一地点、同一期間又は同一集団内で複数の国内感染症例が発生すること、異なる患者の検体から分離された病原体の遺伝子配列が一致することなどにより、推定感染地がある程度特定された場合、現地における法第三十五条に基づく蚊の密度調査等の結果や、当該推定感染地が公園等の公共施設であるときは、利用者の状況等を踏まえ、蚊媒介感染症の感染が拡大する蓋然性の評価を実施する。さらに、都道府県等は、蚊媒介感染症の感染が拡大する蓋然性に関する評価の結果に応じ、法第二十八条に基づき施設等の管理者等や市町村への有効かつ適切な蚊の駆除の指示を行うとともに、当該推定感染地の管理者等や市町村と連携して、一定の区域の立入制限等を含む媒介蚊の対策を実施することとする。市町村は、必要に応じて、都道府県の指示の下、有効かつ適切な蚊の駆除を行うこととする。

また、都道府県等及び市町村は、媒介蚊の密度調査等を実施する場合、当該調査等に従事する者が蚊媒介感染症にかかることを防止するための防蚊対策を徹底するものとする。

国民は、蚊媒介感染症の発生動向に留意するとともに、蚊媒

介感染症に感染したものと診断された際は、医師や行政機関の助言に従い、病原体血症期においては、まん延防止のための防蚊対策を確実に実施して蚊に刺されないようにすること、献血を控えること、行政機関が実施する積極的疫学調査に協力することなど、感染の拡大の防止に必要な協力を行うよう努めることとする。

第四・第五（略）

第六 人材の養成

一 基本的考え方

蚊媒介感染症や媒介蚊に関する幅広い知識や技術を有する人材を養成することが必要である。

人材の養成に当たっては、国及び都道府県等のほか、国立感染症研究所等の研究機関、国立国際医療研究センターを始めとする感染症指定医療機関、大学、日本医師会、関係諸学会等の関係機関が連携し、研修を実施することが重要である。

二（四）（略）

第七・第八（略）

介感染症に感染したものと診断された際は、医師や行政機関の助言に従い、病原体血症期においては、まん延防止のための防蚊対策を確実に実施して蚊に刺されないようにすること、献血を控えること、行政機関が実施する積極的疫学調査に協力することなど、感染の拡大の防止に必要な協力を行うよう努めることとする。

第四・第五（略）

第六 人材の養成

一 基本的考え方

蚊媒介感染症や媒介蚊に関する幅広い知識や技術を有する人材を養成することが必要である。

人材の養成に当たっては、国及び都道府県等のほか、国立国際医療研究センターを始めとする感染症指定医療機関、大学、日本医師会、関係諸学会等の関係機関が連携し、研修を実施することが重要である。

二（四）（略）

第七・第八（略）